

福祉タクシー券またはガソリン費補助

補助認定を受けている在宅の重度障害者等の方にタクシー券またはガソリン費を補助します。なお、福祉タクシー券またはガソリン費補助のどちらか一方の選択制になります。

◆福祉タクシー券

平成22年度にタクシー券の交付を受けている方には、3月下旬ごろタクシー券を郵送します。

補助対象者および配付枚数

一般タクシー券または福祉タクシー券のどちらか一方の選択制です。



補助対象者 (施設入所者を除く)	配布枚数	
	一般タクシー券	福祉タクシー券
身体障害者手帳	1級の透析患者	72枚
	透析患者以外の1級	48枚
	2級の肢体不自由者	
	2級(市手当A区分)	24枚
	2級(市手当B区分)	
3級の下肢・体幹障害者		
療育手帳	①所持者	72枚
	A所持者	24枚

【注意事項】

- ▶ 身体障害者手帳の2級(市手当B区分)および3級の下肢・体幹障害者、療育手帳のA所持者の方で、一般タクシーを利用できない方は、ご相談ください。
- ▶ 一般タクシー券から福祉タクシー券、または福祉タクシー券から一般タクシー券に変更を希望される方は、郵送されたタクシー券を障害福祉課までお持ちください。

◆ガソリン費補助

平成22年度分のガソリン費補助の請求書最終提出期限は3月31日(木)です。

補助対象者および補助金の上限額

補助区分	補助対象者 (施設入所者を除く)	補助金の上限額	
		対象者が 運転する場合	同一生計者が 運転する場合
I	1級・2級の下肢・体幹障害者	月額3,000円	月額1,500円
II	1級・2級の身体障害者(I区分以外)	月額1,500円	
	3級の下肢・体幹障害者 療育手帳①・A所持者		

◎使用する自動車は、障害者本人または同一生計者の所有するもの(1台)に限ります(法人名義は不可)。運転をする方も障害者本人または同一生計者に限ります。

◆タクシー補助とガソリン費補助の切り替え

平成23年度にタクシー補助からガソリン費補助、またはガソリン費補助からタクシー補助に切り替えを希望される方は、切り替え期間中に切り替えに必要な書類をお持ちのうえ、障害福祉課で手続きをしてください。

切り替え期間 4月1日(金)～28日(木)

【注意事項】

- ▶ 切り替え期間を過ぎると切り替えはできません。
- ▶ 平成23年度福祉タクシー券の交付を受け、1枚でも使用した場合はガソリン費補助への切り替えはできません。

切り替えに必要な書類

タクシー補助から ガソリン費補助の場合	①身体障害者(療育)手帳②運転者の運転免許証(コピー可)③車検証(コピー可)④障害者本人名義の金融機関の口座⑤タクシー補助認定証⑥平成23年度福祉タクシー券
ガソリン費補助から タクシー補助の場合	①身体障害者(療育)手帳②印鑑③障害者本人名義の金融機関の口座④ガソリン費補助認定証

申 問 市役所1階障害福祉課 ☎ 2998-9116 ☎ 2998-1147へ直接

迷惑しています!! 放置自転車

撤去された自転車の保管場所は?

◆ 所沢駅・新所沢駅・航空公園駅・東所沢駅・秋津駅周辺にて撤去された場合
けやき台自転車保管場所(けやき台2-38-1) ☎ 2924-9419

◆ 小手指駅・狭山ヶ丘駅・西所沢駅・下山口駅周辺にて撤去された場合
北野自転車保管場所(北野新町1-9-13) ☎ 2949-8652

◎ 返還には、カギ、身分証明書、**撤去・保管手数料(2,000円)**が必要です。

返還時間 月～土曜日午前9時～午後5時30分
(日曜日、祝休日、年末年始を除く)

問 交通安全課 ☎ 2998-9140 ☎ 2998-9162



軽自動車・ 原動機付自転車(バイク)等の 申告手続きはお早めに

軽自動車税は、4月1日現在登録されている方に、その年度分が全額課税されます。次の①～⑤に該当する場合は、4月1日(金)までに廃車・名義変更・住所変更等の申告手続きをしてください。

- ① 廃棄処分をした場合
- ② 盗難にあった場合(警察への届出とは別に廃車の申告手続きが必要です)
- ③ 譲渡した場合
- ④ 所有者が亡くなった場合
- ⑤ 市外へ転出する場合

◎ いずれの場合も第三者に手続きを依頼した場合には、手続き完了の確認をしてください。

▼ 注意事項
年度途中で廃車にしても月割による返還等はありません。

▼ 廃車、盗難、譲渡等が生じた場合、申告手続きを行わないと軽自動車税は毎年登録名義人に課税されます。

問 市民税課 ☎ 2998-9064 ☎ 2998-9400 ☎ 2998-9409



車種	取り扱い窓口	手続きに必要なもの
● 原動機付自転車(125cc以下) ● 小型特殊自動車	市役所2階市民税課 (☎2998-9064)	▶ 所沢市のナンバープレート ▶ 印鑑 ▶ 標識交付証明書 ▶ 譲渡証明書(名義変更の場合)
● 軽二輪(125cc超～250cc以下) ● 二輪の小型自動車(250cc超)	埼玉運輸支局 所沢自動車 検査登録事務所 (☎050-5540-2029)	取り扱い 窓口へ お問い合わせ ください
● 軽四輪等	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 (☎049-258-8011)	

『所沢市ひと・まち・みどりの 景観計画の説明会』と

『景観まちづくりの活動紹介

～一緒に景観まちづくりをしませんか!!～

本市の特性を生かした所沢らしい良好な景観の形成を進めていくため、「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」を7月1日から施行します。

景観計画の説明会の開催および景観まちづくりを広げていただくために、参加者による意見交換を行います。

日 3月19日(土)、20日(日)午前10時～午後3時

場 市役所8階大会議室

対 市内在住・在勤・在学中、景観まちづくりに関心をお持ちの方

◆ 第一部 景観計画についての説明会(午前10時～正午)

説明員 都市計画課職員

◆ 第二部 景観まちづくりの活動紹介

「一緒に景観まちづくりをしませんか!!」(午後1時～3時)

内 景観市民活動クラブによる活動紹介、参加者による意見交換等

説明員 都市計画課職員

コーディネーター 景観市民活動ク

ラブ(所沢市ひと・まち・みどりの

景観計画に掲げる自主的・主体的

に活動するために組織する団体

等です。)

【留意事項】

- ▶ 内容は変更する場合があります。
- ▶ 2日間とも同一の内容です。
- ▶ 午前または午後のみ参加も可能です。

申 問 3月1日(火)から参加申込書を〒359-8501市役所2階都市計画課 ☎ 2998-9192 ☎ 2998-9163 ☎ a9192@city.tokorozawa.saitama.jpへ電話・FAX・Eメール・直接・郵送

◎ 参加申込書は、都市計画課に備え付けのほか、市HPからも入手できます。



▲ せせらぎ遊歩道花壇